



グリーンパートナーシップを構築し、効果的かつ継続的な環境保全を推進しています。

効果的な環境保全を行うには、リコーグループだけでなく、仕入先企業やお客様とのパートナーシップによって「事業活動全体」の環境負荷削減に取り組むことが重要です。また、継続的な環境保全のためには、お互いにメリットのある関係を構築し、パートナーシップを維持・向上していく必要があります。持続可能な循環型社会づくりに貢献するために、私たちは、リコーグループのグローバルな事業活動に関わる全ての関係者をグリーンパートナーと位置付け、効果的かつ継続的な環境保全に取り組んでいます。

製品の材料・部品の仕入先企業
環境配慮型製品の開発

リコーグループの製品づくりの考え方を仕入先企業と共有し、環境影響化学物質削減に向けた活動を推進しています。環境負荷の少ない部品の共同開発や、グリーン調達大会での優秀事例の表彰に加え、2004年度は仕入先企業の化学物質管理システムの構築支援*を開始しました。

※:31ページ

什器・文具類の仕入先企業
環境配慮型製品の購買による普及促進

紙や文具、事務機器などのユーザーとして、環境配慮型製品を積極的に使用する「グリーン購買」を推進しています。国内のリコーグループは2002年4月に、紙、文具、事務機器、OA機器、家電製品、作業用手袋、作業服、照明の8分野を対象とする「グリーン購買ガイドライン」を策定し、日本のグリーン購入法に相当する法律のない海外の生産・非生産拠点でも、独自の規準を設けて、グリーン購買を推進しています。

物流事業者
輸送の環境負荷削減

リコーグループでは、輸送における環境負荷削減のために鉄道や船によるモーダルシフトを物流事業者と共に推進しています。

※:38ページ

リサイクル事業者
資源の有効利用

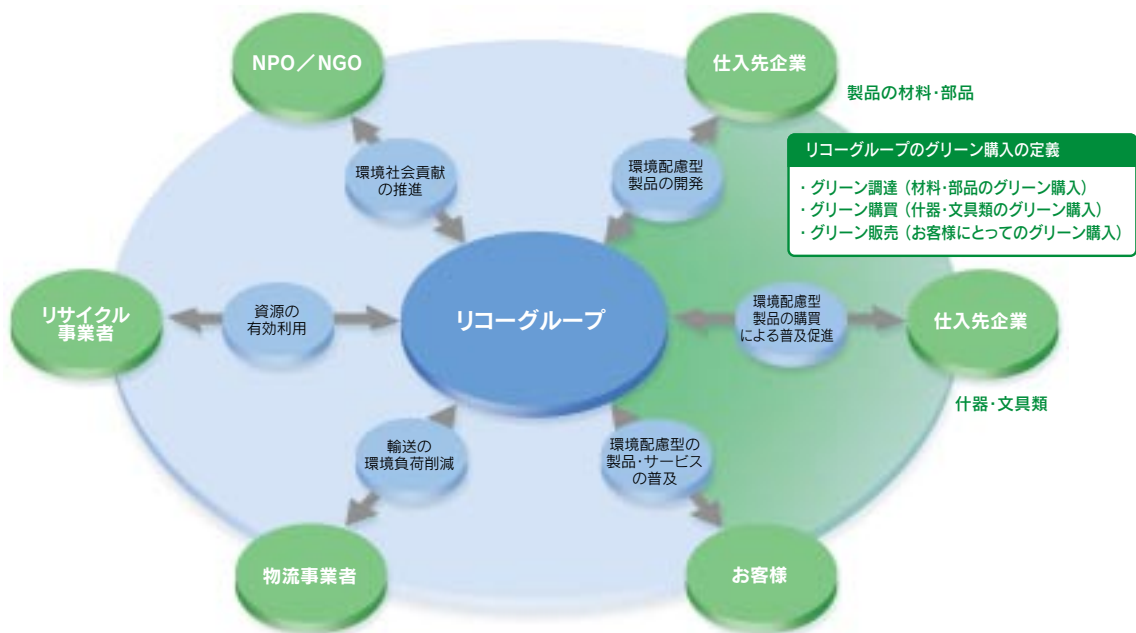
使用済み製品の再資源化や、事業所のごみゼロのレベルアップを図るために、リサイクル事業者を「循環型社会づくりのパートナー」と位置付けて活動を展開しています。

※ 製品のリサイクルは 23ページ
事業所のリサイクルは 39ページ

お客様
環境配慮型製品の普及

米州地域統括会社リコーコーポレーションは、環境配慮型製品の提供や環境啓発活動が評価され、米国連邦政府向け調達連合会の「グリーンコントラクター賞2004」を受賞しました。

リコーグループのグリーンパートナーシップ



お客様

グリーンマーケティングでお客様と進める環境保全活動

《リコーUK/イギリス》

イギリスの販売会社リコーUKは、環境を切り口とした「グリーンマーケティング」活動を展開し、環境保全と利益創出の両立を目指しています。その一環として2005年1月から、RICOH Tree Dedication Programmeを運用しています。これは、お客様参加型のプログラムで、お客様がご利用中のリコー製品で10万枚プリントアウトするごとに、リコーがお客様の名前で植林を行い、その証明書をお渡しするというものです。植林はCO₂の相殺ビジネスを展開するイギリスの企業「フューチャーフォレスト^{*}」と共同で行っています。リコーUKのお客様、ディー



リコーUKの担当者、左からTom WaglandとLouise Cheung

ラーのお客様ならどなたでもリコーUKのホームページから簡単に登録し参加することができます。リコーUKの社員も誕生日に植林することでプログラムに参加できます。このプログラムがお客様に評価され、商談が成立したケースもあります。また、プログラムを推進するためのポスターや、製品に貼るステッカーなどの販促グッズも用意されています。さらに、冊子「The Resource-full Green Office Guide」を制作し、販売担当者がお客様に配布できるようにしました。この冊子には、同社の環境保全活動だけでなく、温暖化防止や資源節約のために一人ひとりができることも掲載されており、社会全体の環境負荷低減につながる内容になっています。

* <http://www.futureforests.com/index.asp>

お客様に渡す証明書(左)と冊子「The Resource-full Green Office Guide」

N P O

森林生態系の保全に配慮した紙の調達規準策定

《リコーグループ/グローバル》

リコーは2003年6月、森林生態系保全に配慮した「紙製品に関する環境規定^{*1}」を制定しました。この規定は、仕入先企業がリコーグループに供給する製品、および、仕入先企業の活動のいずれにおいても、リコーが定義する「保護価値の高い森林^{*2}」を保護することをお願いしており、これを守っていただくことが取引の条件になっています。「保護価値の高い森林」を定義するにあたっては、環境NGOの協力を仰ぎました。また、仕入先企業が改善要求を満たしているかどうかについても、リコーグループが収集した情報のほかに、独自に選定した第三者機関からの情報を合わせて判断していきます。日本以外のリコーグループでも、この規定に基づいて活動を展開しています。

*1 http://www.ricoh.co.jp/release/by_field/environment/2003/0620.html

*2 オールドグロス林(樹齢200年から1000年の樹木が大勢を占める森林)、原生林(自然のままに人手が加えられていない森林)、もしくは絶滅危惧種の生物が生息する自然林(主として自然の力によってつくられた森林)と定義しています。

森林資源に関わる原材料事業者選定の流れ

要 求

- 原材料の原産地を明確に把握すること
- 原産国・地域の関連法・規定を遵守すること
- 原材料を得ようとする森林の保護価値を調査すること
- 森林管理計画を、地域住民や環境保護団体など利害関係者と協議して作成することなど

チェック

- 独自の調査に加えて、必要に応じて第三者機関(環境保護団体などを含む)からの情報・分析を参考にチェックする

対 応

- 要求を満たされず、改善要求にも応じないと判断したときは取引を中止する